

東シナ海における日本と中国の資源開発に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十三年九月二十二日

水野賢一

参議院議長 西岡武夫殿

東シナ海における日本と中国の資源開発に関する質問主意書

東シナ海における資源開発については、二〇〇八年六月に日本と中国の間で共同開発などに関する合意が交わされた。そこで、以下質問する。

一 同合意には北部海域における共同開発が定められているが、この北部海域とは具体的にどの海域を指すのか。具体的に緯度・経度などによって示されたい。

二 東シナ海には日本名で白樺、楠、檜、翌檜などのガス田があるが、北部海域の中に日本側が命名したガス田は存在するのか。

三 同合意では白樺の開発に関して日本法人が出資により参加することになっているが、現時点では中国の何という名称の法人が開発に着手しているのか。

四 白樺における中国側の開発は、現在、どのような段階にあると見込まれるのか。また、同合意締結後は開発は凍結されているのか。

五 合意された海域以外の海域については継続して協議することになっているが、楠、檜、翌檜など日本側が命名したガス田のうち、この海域に存在するものはどれか。

六 二〇〇八年六月の同合意以降、中国側が日中中間線近辺で単独で資源開発を進めている事実があると政府は認識しているか。

七 二〇〇八年六月の同合意では、北部海域における共同開発と白樺の開発への日本法人の参加のための国際約束を締結することになっているが、この国際約束ではどのようなことについて取り決めることになるのか、より具体的に示されたい。

八 前記七の国際約束が締結されると、これは国会における承認案件になると考えるが、政府の見解を示されたい。

九 政府は東シナ海におけるガス田の埋蔵量をどのくらいと見込んでいるのか。白樺、楠といったガス田ごとにガス、油といった資源ごとの埋蔵量を示されたい。

十 二〇〇八年六月の同合意以前に日中間の協議において日本側は中国側に対し、地下資源に関するデータの提供を求めていたとされるが、中国側から何らかの提供はあったのか。

右質問する。